

その他報告事項

- ・水道メーター盗難被害について
- ・下水道管路の全国特別重点調査について

○ 水道メーター盗難被害について

【概要】

- ・3月下旬、県住宅供給公社から県営東部団地で水漏れが発生しているとの問合せがあり、職員が調査したところ、水道メーター(以下「メーター」)の盗難が発覚
- ・その後、調査や通報により他の集合住宅でもメーターが盗難されていることが発覚
- ・4月下旬、警察がメーター盗難に係る容疑者を逮捕
- ・4月、5月の定例検針(4月:約17万9000個、5月:約16万5000個)で水道供給区域のメーター約34万4000個をすべて確認した結果、他の箇所では盗難被害なし



【被害内訳】

89 個(市内7箇所:入居者のいない集合住宅)

【盗難への対応】

- ・水道メーターは、市が設置し、水道使用者に貸与している設備であることから、すべての被害箇所について警察へ被害届提出済み

【対策】

- ・市営及び県営住宅で使用見込みのない箇所等のメーター撤去を実施中
- ・市ホームページで注意喚起
- ・警察へ巡回強化を依頼
- ・警察の捜査に協力



○ 下水道管路の全国特別重点調査について

【概要】

- ・2025年1月に埼玉県で発生した大規模道路陥没事故を受け、国土交通省の要請に基づき、口径2m以上かつ1994年度以前に設置・改築された下水道管の調査を行いました。
- ・調査対象12,156mのうち、腐食しやすい箇所などリスクが大きい箇所である「優先的に調査を実施すべき箇所」491mおよび「優先箇所以外」の11,650mの合計12,141mの調査が完了しました。
- ・この調査の結果、直ちに大きな道路陥没につながるような異状は確認されませんでしたが、下水道管で管全体ではなく、部分的な腐食等の異常が確認されたことから、補修等の対策を進めています。

【全国特別重点調査対象】

- ・口径2m以上かつ1994年度以前に設置・改築された下水道管12,156m(優先実施箇所491m、優先箇所以外11,665m)

「優先実施箇所」とは

- 1) 埼玉県八潮市の道路陥没事故現場と類似の構造・地盤条件の箇所
- 2) 管路の腐食しやすい箇所
- 3) 陥没履歴があり交通への影響が大きい箇所
- 4) その他(沈砂池等の堆積土砂が顕著に増加した処理場やポンプ場につながる管路)

※本市では、2)が該当

【調査方法及び判定基準】

- ・管路の中を目視やテレビカメラにより調査を行い、本調査用の判定基準により「緊急度」(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ以外)を判定します。
- ・管路調査の結果、腐食、たるみ、破損等が見つかった場合(緊急度Ⅰ・Ⅱ)、路面探査車等により道路の空洞調査を実施します。
- ・優先実施箇所については、腐食等の異常が見つからなかった場合でも打音調査等で安全性(管体強度確認)を確認しています。



管路内目視調査

道路空洞調査

【調査結果】

○「優先実施箇所」491m

- ・管路の一部で鉄筋露出等の異常が確認された 410m が、「緊急度Ⅰ」と判定されました。「緊急度Ⅱ」はありませんでした。
 - ・「緊急度Ⅰ」および「緊急度Ⅱ」と判定された 410m で空洞調査を実施しましたが、明らかな空洞反応は確認されませんでした。
 - ・異状がなかった 81m で強度確認を実施し、すべて基準強度が確保されている事を確認しました。
- 以上の結果から、陥没につながるような緊急性の高い土砂堆積等の異状も見つからず、直ちに大きな道路陥没につながる異常はなかったと判断しました。
- 「緊急度Ⅰ」と判定された 410m の部分的な鉄筋露出等の腐食部は、防食修繕、モルタル充填等により令和 7 年度中に対策を講じました。



○「優先実施箇所以外」11,650m

- ・管路の一部で鉄筋露出等の異常が確認された 7,844m(要対策延長 2,721m)が、「緊急度Ⅰ」と判定されました。
 - ・管路の一部で部分的な骨材露出、微細なクラックとして 1,223m(要対策延長 61m)が「緊急度Ⅱ」と判定されました。
 - ・「緊急度Ⅰ」および「緊急度Ⅱ」と判定された 9,067m で空洞調査を実施しましたが、明らかな空洞反応は確認されませんでした。
- 以上の結果から、陥没につながるような緊急性の高い土砂堆積等の異状も見つからず、直ちに大きな道路陥没につながる異常はなかったと判断しました。



調査結果まとめ

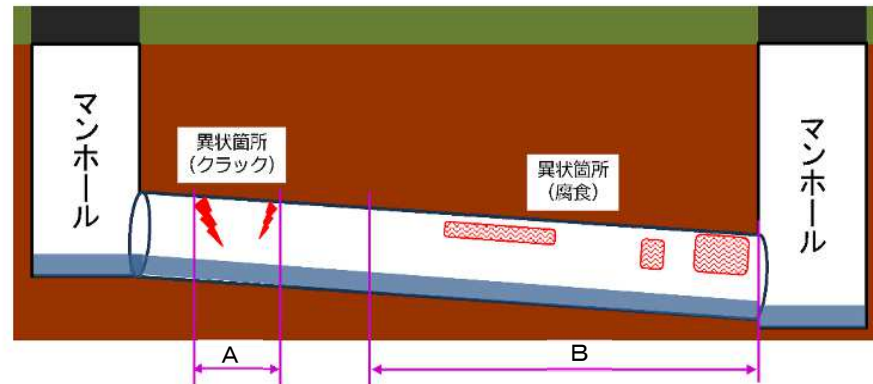
区分		数量	管路内調査				空洞調査 (緊急度 I・IIが対象)	
			緊急度 I	緊急度 II	緊急度 I・II以外	未調査	空洞有り	空洞無し
優先実施箇所	① 対象延長 (m)	491	410	0	81	0		410
	② [要対策延長] (m)	[410]	[410]	[0]	—	—	0	
	③ 《スパン数》	《7》	《4》	《0》	《3》	《0》		《4》
優先実施箇所以外	① 対象延長 (m)	11,665	7,844	1,223	2,583	15		9,067
	② [要対策延長] (m)	2,782	[2,721]	[61]	—	—	0	
	③ 《スパン数》	《225》	《116》	《19》	《89》	《1》		《135》
計	① 対象延長 (m)	12,156	8,254	1,223	2,664	15		9,477
	② [要対策延長] (m)	3,192	[3,131]	[61]	—	—	0	
	③ 《スパン数》	《232》	《120》	《19》	《92》	《1》		《139》

② [要対策延長]とは、対策が必要と見込まれる延長です。(下図参照)

イメージ

③ 《スパン》

① 対象延長: マンホール間延長



緊急度 I または II と判定され、今後の対策が必要と見込まれる延長

② [要対策延長] A+B

【今後の対応】

○優先実施箇所

- ・応急対応実施済みです。



施工前



施工中



施工後

○優先実施箇所以外

- ・潮位の影響で管路内調査が困難な 15m については、水中ドローンの活用を視野に令和 8 年 6 月までに調査を実施し、調査対象 12,156m すべての調査を完了する予定です。
- ・「緊急度Ⅰ」と判定された管路のうち、要対策延長 2,721m は速やかに補修方法を検討したうえで、防食処理やモルタル充填等により 2026 年度早期から応急措置を実施予定です。
- ・「緊急度Ⅰ」のうち、スパン単位で対策(工事)が必要な箇所は設計等を進め、2026 年度より順次対策を進めていきます。
- ・「緊急度Ⅱ」と判定された管路については、国からの指示に基づき 5 年以内に「緊急度Ⅰ」と同様の対応で対策を行います。